

「第3版 登録販売者 合格教本」正誤表 第3版 第2刷

(2018年7月27日更新)

技術評論社 書籍編集部

書籍の内容に誤りのあったことを、本書をお買いあげいただいた読者の皆様および関係者の方々に謹んでお詫びいたします。

p.76 下から11行目

| | |
|---|--------------|
| 誤 | フィブリン、エラスチン等 |
| 正 | フィブリン、エラスチン等 |

p.79 表「交感神経系と副交感神経系」の表の3行目

| | |
|---|----------------|
| 誤 | 唾液 (3行目に3か所あり) |
| 正 | 唾液 |

p.203 表「殺菌消毒成分のまとめ」の「クロルヘキシジン」類の「器具消毒」

| | |
|---|---|
| 誤 | ○ |
| 正 | × |

p.233 問題3-14-15 上から2行目

| | |
|---|-----------|
| 誤 | 利尿、健胃、鎮痛等 |
| 正 | 利尿、健胃、鎮静等 |

p.252 「①第1類医薬品」

| | |
|---|--|
| 誤 | <p>①第1類医薬品</p> <p>医療用医薬品として使用されていた有効成分を一般用医薬品に初めて配合したもの（スイッチOTC）や、既存の医薬品と明らかに異なる有効成分が配合されたもの（ダイレクトOTC）が第1類医薬品です。一般用医薬品としての市販経験が少ないため、承認を受けてから一定期間※は、第1類医薬品に分類されます。</p> <p>※ダイレクトOTCについては、法第14条の4第1項第1号に基づく再審査期間に1年を加えた期間、スイッチOTCについては、法第79条第1項に基づく製造販売後の安全性調査期間に1年を加えた期間。ただし、承認にあたって要指導医薬品として指定されたものについては、要指導医薬品から第1類医薬品に移行してから原則1年間。</p> |
| 正 | <p>①第1類医薬品</p> <p>医療用医薬品として使用されていた有効成分を一般用医薬品に初めて配合したもの（スイッチOTC）や、既存の医薬品と明らかに異なる有効成分が配合されたもの（ダイレクトOTC）は要指導医薬品として承認され、販売から原則3年を経過後に評価を受けて、一般用医薬品に移されたものが第1類医薬品です。</p> <p>さらに、第1類医薬品に移行してから原則1年間で最終評価を行い、リスク区分の変更が行われることがあります。</p> |

p.257 問題 4-1-25

| | |
|---|--|
| 誤 | <p>「医薬部外品」とは、あせも、ただれ等の防止のために使用される物であって機械器具等でないものである。</p> |
| 正 | <p>あせも、ただれ等の防止のために使用される物であって機械器具等でないものは、医薬部外品である。</p> |

p.273 上から6行目

| | |
|---|--|
| 誤 | <p>(4) 第1類医薬品販売時の記録</p> <p>第1類医薬品の販売時には、次に掲げる事項を書面に記載し、2年間保存しなければなりません（義務）。</p> |
| 正 | <p>(4) 要指導医薬品・第1類医薬品販売時の記録</p> <p>要指導医薬品および第1類医薬品の販売時には、次に掲げる事項を書面に記載し、2年間保存しなければなりません（義務）（施行規則第14条の2と3）。</p> |

p.277 上から2行目

| | |
|---|--|
| 誤 | <p>併用を避けるべき医薬品その他の当該要指導医薬品の適正な使用のため</p> |
| 正 | <p>併用を避けるべき医薬品その他の当該第1類医薬品の適正な使用のため</p> |

p.289 上から3行目

| | |
|---|----------------|
| 誤 | 厚生大臣が指定する医薬品 |
| 正 | 厚生労働大臣が指定する医薬品 |

別冊 p.29 問題 4-2-7 (p.268 問題 4-2-7 の解答)

| | |
|---|--------------------|
| 誤 | × 一般用医薬品のみ。 |
| 正 | × 一般用医薬品と要指導医薬品のみ。 |

別冊 p.31 問題 4-2-33 (p.279 問題 4-1-65 の解答)

| | |
|---|---|
| 誤 | 問題4-2-33 ○ 記述の通り。本文には触れなかったが、説明を要しない旨の意思表示があった場合には、情報提供を行うことは要しないとされている。 |
| 正 | 問題4-2-33 ○ 記述の通り。本文には触れなかったが、第1類医薬品を購入し、または譲り受ける者から説明を要しない旨の意思の表明があり、薬剤師が、当該第1類医薬品が適正に使用されると認められると判断した場合には、情報提供を行うことは要しないとされている（法第36条の10第6項）。 |

別冊 p.33 問題 5-1-12 (p.315 問題 5-1-12 の解答)

| | |
|---|--|
| 誤 | 問題5-1-12 ○ 記述の通り。 |
| 正 | 問題5-1-12 × 販売名に薬効名が含まれている場合には、薬効名の記載が省略されることがある。 |

別冊 p.35 問題 5-1-74 (p.333 問題 5-1-74 の解答)

| | |
|---|--|
| 誤 | 問題5-1-74 ○ 記述の通り。 |
| 正 | 問題5-1-74 × 情報提供は必ずしも医薬品の販売に結びつけるのではなく、医療機関の受診を勧めたり(受診勧奨)、医薬品の使用によらない対処を勧めることが適切な場合があります。 |

別冊 p.39 問題 5-2-44 の5行目 (p.346 問題 5-2-44 の解答)

| | |
|---|---|
| 誤 | ロペラミドは15歳未満不可、また眠気が出ることがあるので「運転操作しないこと」。 |
| 正 | ロペラミド塩酸塩は15歳未満不可、また眠気が出ることがあるので「運転操作しないこと」。 |